

(仮称) 見附市子どもの居場所 (屋内施設) 整備事業

設計業務委託提案型プロポーザル実施要項

目次

<u>I. 本事業の目的</u>	…P 1
<u>II. 業務委託の概要</u>	…P 1
1 目的	
2 委託の概要	
3 スケジュール	
<u>III. 本プロポーザルの参加資格審査</u>	…P 3
1 参加資格要件	
2 参加表明書等の提出	
3 参加資格審査結果の通知	
<u>V. 提案書等の提出</u>	…P 4
1 提案書等の提出	
2 提案書の提案項目	
3 提案書等記載上の留意事項	
4 質問受付及び回答	
5 提案の辞退	
6 プレゼンテーションの実施	
<u>VI. 優先交渉権者の選定</u>	…P 6
1 審査及び評価	
2 評価結果の通知について	
3 留意事項	

参考資料

- 別紙1 (仮称) 見附市子どもの居場所 (屋内施設) 整備方針
- 別紙2 配置図、平面図、現況写真

I. 本事業の目的

本市では、3カ所の子育て支援センターやネウボラみつけ、放課後児童クラブ、病後児保育など、順次、子育て支援施策として整備をしてきました。現在、子ども(特に小学校高学年)の居場所の整備を図る段階にあります。

令和2年度には、学識経験者や市民委員等からなる「子どもの居場所検討会」を開催し、「子どもたちが遊びや学びなどを通して、自発的に育ちあうことができる施設がよい」、「異年齢同士や学校区の異なる子ども同士での交流が図れる施設がよい」等、具体的な提言がありました。

整備予定地としては、小学校や市役所、図書館などの公共施設が集中している市の中心地に位置し、コミュニティバスの停留所も近く利便性にも優れた立地にありながら、空き店舗となっていた建物を活用し、子どもの居場所(屋内施設)の整備を行う予定です。

事業者の提案等を取り入れることで、コストを抑えながらも、子どもたちや子育て世代のニーズに適した施設とするために、基本設計及び実施設計を一括で行う設計業務委託事業者の選定を提案型プロポーザル方式(公募型)により実施します。

II. 業務委託の概要

1 目的

この実施要項は、(仮称)見附市子どもの居場所(屋内施設)整備事業設計業務委託(以下、「本業務」という。)を行うにあたり、提案型プロポーザル方式(公募型)(以下、「本プロポーザル」という。)により、設計者の選定のために必要な事項を定めるものです。

2 委託の概要

(1)業務委託名

(仮称)見附市子どもの居場所(屋内施設)整備事業設計業務委託

(2)業務内容

①基本設計業務

②実施設計業務(関係法令等に基づく申請手続き業務(確認申請に係る手数料)を含む。)

③その他、本業務の遂行上必要と認められる業務

※工事期間については令和4年4月～令和4年9月を予定しています。工事監理業務についても同期間を予定していますので、上記業務とは別契約とする予定です。

(3) 履行期間(予定)

契約締結の日(令和3年10月下旬)から令和4年1月31日まで

(4) 設計に関する付与条件

1) 既存建物

所在地	見附市学校町2丁目1番4号 旧TSUTAYA見附店		
延床面積	1014.48㎡(307坪)		
	1階	563.54㎡	2階 450.96㎡
建築面積	575.86㎡		
構造	鉄骨造2階建て		
最高高	9.36m		

※建物の裏側駐車場については職員駐車場として整備済みであり、整備の対象外です。(「別紙2 配置図」参照)

※図面等は、「別紙2 配置図・平面図・現況写真」を確認してください。

※構造図等は、参加資格審査の結果通知時に、参加資格を有する参加事業者
にのみ送付します。(構造計算書はありません。)

2) 設計業務委託料の上限

上限額 4,810,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3) 建設工事の条件(予定)

①工事費 約210,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

②予定工期 令和4年4月～令和4年9月

※工事費については予算成立が条件となるため、予定額になります。

4) 整備方針

別紙1「(仮称)見附市子どもの居場所(屋内施設)整備方針案」を確認してください。

(5) 発注者

見附市長

(6) 業務担当課及び書類等の提出先

担当課 見附市教育委員会こども課元気子育て係

住所 〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号

連絡先 電話 0258-62-1700(代表) (内線444)

アドレス kodomo@city.mitsuke.niigata.jp

3 スケジュール

項目	日程
実施要項の公表	令和3年9月1日(水)

参加表明書の提出期間	令和3年9月13日(月)
質問書の提出期間	令和3年9月1日(水)～9月7日(火)
現地見学可能期間	令和3年9月1日(水)～10月7日(木)まで
質問書への回答期限(予定)	参加表明書等に関する質問への回答:9月10日(金) 提案書及びプレゼンテーション等に関する質問への回答:9月27日(月)
参加資格審査結果の通知・プレゼンテーション参加通知	令和3年9月27日(月)
提案書(辞退届)の受付期間	令和3年9月29日(水)～10月7日(木)まで
プレゼンテーション(選定委員会)の実施	令和3年10月19日(火)(午後)
優先交渉権者決定・審査結果通知	令和3年10月下旬
契約締結(予定)	令和3年10月下旬

Ⅲ. 本プロポーザルの参加資格審査

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の資格要件をすべて満たさなければ参加できません。

- (1)平成20年度以降に、児童福祉施設(児童館・児童センター等)、子育て支援施設(子育て支援センター・子育ての駅等)、学校、体育施設、保育園・幼稚園等の関連施設(子どもが利用する施設)の建設設計受注実績を有すること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)若しくは旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4)破産法(大正11年法律第71号)に基づき、破産の申立てがなされている者でないこと。

2 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出してください。

(1) 提出期間 令和3年9月1日(水)～9月13日(月) 午後5時まで

(2) 提出書類

①参加表明書(様式1)

②参加資格の確認書(様式2)

③設計担当者(予定)の資格及び受注実績等確認表(様式3)

※設計担当者とは本設計業務の統括管理担当(予定)の管理技術者1名について記載してください。

(3)提出部数 各1部

(4)提出先及び提出方法

Ⅱの2(6)の業務担当課(教育委員会こども課)に直接持参又は郵送により提出してください。(郵送の場合は指定の期日までに必着とします。)

3 参加資格審査結果の通知

提出された参加表明書等について参加資格の審査を行い、令和3年9月27日(月)までにすべての事業者に参加資格審査結果を通知します。

V. 提案書等の提出

1 提案書等の提出

参加事業者は、次により提案書等を提出してください。

(1)提出期間

令和3年9月29日(水)～令和3年10月7日(木)午後5時まで

(2)提出書類

①提案書(様式4、用紙はA4サイズ2枚までとすること)

②任意様式(用紙はA3サイズ2枚までとすること)

ア 1階及び2階のレイアウト図(各スペース等の配置が分かるもの)

イ 遊具イメージ図(設置遊具のイメージが分かるもの)

③見積書(様式5)

(3)提出部数

①提案書(様式4)及び任意様式 10部(電子媒体は不要)

1部には社印及び代表者印を押印し、残り9部はコピーしてください。

②見積書(様式5) 1部

(4) 提出先及び提出方法

Ⅱの2(6)の業務担当課(教育委員会子ども課)に直接持参又は郵送により提出してください。(郵送の場合は指定の期日までに必着とします。)

2 提案書の提案項目

項目2-1	工事費のコスト縮減についての提案。省エネルギー化等の環境負荷低減やランニングコストの削減、防災や安全管理等のリスク管理についての提案
項目2-2	子ども(幼児、障害者(児)、妊婦など、配慮が必要な方を含む)が使いやすい施設全体の設計や動線、安全性についての提案
項目2-3	関係者、関係機関との打合せ及び説明における対応や業務スケジュールについての考え方

3 提案書等記載上の留意事項

- ・本プロポーザルにおいて提出される平面レイアウト図等は、貴社の提案内容を示すものとして評価の対象としますが、実際の基本設計及び実施設計においては、随時調整、修正を求める予定です。そのため、具体的かつ詳細な設計作業においては、提案された内容を基本としつつ、契約締結後に発注者と必要かつ十分な協議を重ねて進めることを念頭に、提案書等を作成してください。
- ・提案書は、1事業者につき、1提案とし、内容変更、差替えまたは再提出は認めないものとします。
- ・提案書等は片面印刷としてください。文字の書体は特に定めませんが、文字のポイントは10ポイント以上としてください。

4 質問受付及び回答

質問は、質問書(様式6)により持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で行ってください。

(1) 質問の受付回答課

見附市教育委員会子ども課

(2) 質問の受付期間

令和3年9月1日(水)から9月7日(火)午後5時まで

(3) 質問に対する回答(予定)

①参加表明書等に関する質問への回答:9月10日(金)

②提案書及びプレゼンテーション等に関する質問への回答:9月27日(月)

5 提案の辞退

提案を辞退する場合は、令和3年10月7日(木)午後5時までに辞退届(様式7)を提出すること。

6 プレゼンテーションの実施

提案内容について、以下のとおり個別プレゼンテーションを実施します。参加資格審査の結果、参加資格を有する者に、令和3年9月27日(月)までにプレゼンテーションの参加通知を郵送します。

VI. 優先交渉権者の選定

1 審査及び評価

(1) 審査方法

提案書等及び別に通知するプレゼンテーションの内容について、別に定める評価基準項目に従い審査を行います。

(2) 選定委員会

審査は見附市職員で構成する選定委員会において行います。

(3) 評価項目

以下により評価を行い、各委員の評価点数の平均点が60点を超えている者のうち、最も点数が高い参加事業者を優先交渉権者として選定します。

【評価項目】

項目	評価内容
1 実績	(1)設計担当者(予定)の資格 (2)以下の設計担当者(予定)の設計実績(平成20年度以降) 児童福祉施設(児童館・児童センター等)、子育て支援施設(子育て支援センター・子育ての駅等)、学校、体育施設、保育園・幼稚園等の関連施設(子どもが利用する施設)

2 提案内容	(1) 平面レイアウト図、遊具イメージ図についての評価
	(2) 以下の提案内容について (項目2-1)工事費のコスト縮減についての提案。省エネルギー化等の環境負荷低減やランニングコストの削減、防災や安全管理等のリスク管理についての提案 (項目2-2)子ども(幼児、障害者(児)、妊婦など、配慮が必要な方を含む)が使いやすい施設全体の設計や動線、安全性についての提案 (項目2-3)関係者、関係機関との打合せ及び説明における対応や業務スケジュールについての考え方、プレゼンテーションの内容について
3 価格	見積額(基本設計+実施設計)

2 評価結果の通知について

- (1) 評価結果は、参加事業者全員に通知します。
- (2) 評価結果については、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

3 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。
- (3) 本プロポーザルの参加にあたり提出した提案書等に虚偽の記載があった場合は、提案を無効とします。
- (4) 提出された提案書等の書類は返却しません。
- (5) 現地見学は可能です。現地見学が必要な場合は事前に見附市教育委員会子ども課に連絡の上、現地見学を行ってください。(建物の鍵を貸し出します。)現地見学は令和3年9月1日(水)~10月7日(木)までに行ってください。(現地説明会は行いません。)